



みんなの力で環境保全

不法投棄を撲滅しよう！

あらゆるごみは、処分の方法が法律で定められており、その法律に違反して、道路や公園、野山や空き地にごみを勝手に捨てることを『不法投棄』といいます。

加東市では、地区・自治会のみなさんをはじめ、兵庫県や警察、廃棄物処理業者が構成する業界団体など、様々な組織と協力しながら、不法投棄の撲滅に取り組んでいます。

しかしながら、心無い者による不法投棄は、後を絶たないのが現状です。今後とも、わがまちに暮らす全ての人が力を合わせ、不法投棄のないまちをつくりましょう。



市内での不法投棄の状況

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 4~9月
不法投棄件数	108件	174件	141件	53件
(内訳)				
通 報	33件	21件	34件	21件
クリーンキャンペーン	75件	153件	107件	32件
警察立会				(通報21件のうち13件)

不法投棄：道路、公園、河川および空き地などに、廃家電品、粗大ごみ、タイヤ、可燃ごみ等を捨てる行為。

不法投棄撲滅への取り組み

加東市では、地区・自治会、兵庫県警察などの関係機関が連携し、不法投棄の防止対策を実施しています。

対策① 不法投棄防止地区の活動と、その支援

現在、加東市内の地区・自治会全98地区のうち、85地区が、不法投棄の防止活動に積極的に取り組む『不法投棄防止地区』の指定を受けています。兵庫県と加東市では、不法投棄防止地区の活動を支援するため、次のような支援を実施しています。

- 啓発看板の提供
- 監視カメラの提供
- 防止ネットの提供
- 不法投棄防止に役立つ情報の提供
- 対策方法の協議



対策② クリーンキャンペーンの実施

加東市内では、ごみのないきれいなまちを維持するために、クリーンキャンペーンが実施されています。クリーンキャンペーンは、地区・自治会のほか、市内事業所や団体でも実施されています。

クリーンキャンペーンの実施回数

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 4月~9月
実 施 回 数	195回	239回	202回	147回



対策③ 監視パトロールの実施

不法投棄を防ぐためのパトロールは、生活課職員や地区・自治会が随時実施しているほか、加東市や兵庫県の環境部局と道路や公園の管理団体との合同チームによるパトロールを実施しています。



誰もが監視の目になろう！不法投棄かな・・・？と思ったら

不法投棄をしている現場を発見した際や、ごみが不自然に山積した場所を見つけ、不安に思われた際は、生活課や各地区自治会にお知らせください。このまちから不法投棄をなくすには、あなたの力がが必要です。誰もが協力し、不法投棄を撲滅しましょう！



対策④ 『エコ手形制度』による撤去活動

不法投棄された廃棄物があることで、さらなる不法投棄を呼んでしまう事態を防ぐため、業界団体が地域に協力して廃棄物を撤去する制度を『エコ手形制度』といいます。昨年12月5日には、上三草・下三草地区のみなさんが、一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会会員の大栄環境株式会社のみなさんと協力し、地区内に不法投棄された廃棄物を撤去しました。



参加者は総勢30人で、セトモノ類や衣類などの廃棄物を軽トラック2台分・約4m撤去しました。

対策⑤ 粗大ごみ・使用済小型家電の回収

使用済小型家電等の廃棄物から、希少金属等、必要な部分のみを取り外し、残りを不法投棄するといった悪質な業者が多く存在します。加東市は、そうした業者が廃棄物を手にしないよう、粗大ごみや使用済小型家電の回収を実施しています。



情報提供・問い合わせ

市民生活部生活課(庁舎1階) ☎43・0503

マイナンバーカード 休日受け取り窓口のお知らせ

マイナンバーカードの申請を、郵送やインターネット、スマートフォンなど、ご自身で手続きされた方は、市役所市民課までカードを受け取りに来ていただく必要があります。カードの受け取りは本人に限られますので、お仕事の都合などで平日の開庁時間にお越しいただくことが難しい方は、この機会にぜひご利用ください。

開設日時 2月11日(土・祝)・26日(日)
8時30分から12時まで
開設場所 市民生活部市民課(庁舎1階)



◆カード受け取り時に必要なもの

1. 市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
 2. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
 3. 本人確認書類
(住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください)
- ◎1点でよいもの 公的機関が発行した顔写真付きの証明書 運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど
- ◎2点必要なもの 公的機関が発行した、顔写真の付いていない書類 健康保険証・年金手帳・後期高齢者医療被保険者証など

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390

4月1日から コンビニ交付を開始します

加東市では、平成29年4月1日から、全国の主要なコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを使って、各種証明書が取得できるサービスを開始します。マイナンバーカードを取得して便利に活用しましょう。

取得できる証明書

- 住民票の写し(本人および本人と同一世帯に記載されている方のもの)
- 記載事項証明書(本人および本人と同一世帯に記載されている方のもの)
- 印鑑証明書(印鑑登録されている本人のもの)
- 所得証明書(所得を申告している人自身の発行可能な最新年度分のもの)

手数料 それぞれ250円
※市役所窓口で取得する場合の手数は各300円

利用できる方 加東市に住民登録があり、マイナンバーカード(※「利用者証明用電子証明書」を搭載したもの)をお持ちの方

利用時間 平日・休日の6時30分から23時まで
※年末年始12月29日~1月3日およびメンテナンス期間を除く

利用方法 コンビニエンスストア等にある端末機にマイナンバーカードを挿入し、画面の案内に従って操作します。なお、利用する際には、カードに搭載されている「利用者証明用電子証明書」の暗証番号(数字4桁)が必要です。